

松江市危険物保安協会会則

第1章 総則

第1条 本会は、松江市危険物保安協会と称し、事務局を松江市消防本部内に置く。

第2条 本会は、会員相互の連絡及び親睦を図るとともに、消防法に定める危険物（以下「危険物」という。）に関する法令の周知徹底と科学的知識の向上を図り、もって危険物の安全管理の万全を期し、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物の規制に関する法令及び運用指針等の連絡に関すること。
- (2) 危険物取扱者の養成及び取扱者の知識の向上に関すること。
- (3) 災害防止のために必要な対策の研究に関すること。
- (4) 機関誌の発行及び情報提供に関すること。
- (5) 危険物取扱功労者の表彰に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第4条 本会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 危険物関係事業所
- (2) 危険物取扱者
- (3) 学校・病院・工場・旅館・事務所（官公庁を含む）・その他の事業場
- (4) 少量危険物の貯蔵又は取扱いを行っている者
- (5) 本会の趣旨に賛同する者

第2章 会員の加入及び脱退

第5条 前条に掲げる者が本会に加入する場合は、所定の申込書に会費を添えて、会長に届け出るものとする。

2 前項の届け出があったときは、会長の承認の後、会員に登録する。

第6条 会員が脱退するときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、会費の未納があるときは、これを完納しなければならない。

3 脱退の場合は、既納会費の返戻はしない。

第3章 役員

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3名以内
- (3) 常任理事 1 名
- (4) 理 事 25名以内
- (5) 幹 事 若 干 名
- (6) 監 事 2 名

第8条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

第9条 常任理事は、松江市消防本部の予防課長の職にある者を充てる。

2 幹事は、同消防本部の危険物行政事務を担当する職にある者を充てる。

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の運営にあたりとともに、会議に出席して必要事項を審議する。
- (4) 常任理事は事務を総括し、幹事は事務を処理する。
- (5) 監事は、会務状況及び会計を監査する。

第11条 役員の仕事は、2年（常任理事及び幹事を除く。）とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充により選出された役員の仕事は、他の役員の仕事期間と同様とする。

第12条 役員を辞任するときは、会長に届け出なければならない。ただし、会長の場合は、副会長に届け出るものとする。

第13条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて会議に出席し意見を述べるすることができる。

第4章 会議

第14条 会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が召集し議長となる。

第15条 総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改廃に関する事。
- (2) 理事及び監事の選解任に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 事業計画に関する事。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

第16条 役員会は、必要に応じて随時開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事。
- (2) 総会の議決を必要とするもので、緊急を要する事項に関する事。
- (3) 総会で委託された事項に関する事。
- (4) その他本会の運営に関する事。

第17条 会長が会議の召集を行うときは、総会にあっては開会の7日前までに、役員会にあっては3日前までに、会議の目的、日時、場所及び議案の概要をそれぞれ会員及び役員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 会議を欠席する者は、開会前日までに委任状を会長に届け出なければならない。

第18条 会議は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。この場合、委任は出席とみなす。

2 会議の議決は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

3 前条の委任は、議決権の行使の権限を議長に委任したものとする。

第5章 委員会

第19条 本会の目的達成と会務の推進を図るため、事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

第20条 委員会は、総務委員会及び事業委員会の2種類とし、それぞれ委員長1名、副委

員長3名以内、委員若干名で組織する。

2 委員会の委員は会長が選び、委員長及び副委員長は委員の互選により選出し、会長の承認を得る。

3 委員の任期は、役員の任期と同様とする。

第21条 委員長は、必要に応じ随時、委員会の召集を行い、座長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、それぞれ所管の事業推進のため、計画の検討を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

第6章 会計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第23条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第24条 会費は年額3,000円を1口とし、2口以上の額を納入する。

2 前項の会費は、毎年度7月末日までに納入する。

第25条 会長は、毎会計年度の終わりに次の書類を調整し、役員会に図り総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 決算書

(3) 新年度事業計画

(4) 新年度予算書

第7章 雑則

第26条 本会に、次の簿冊を備えておかなければならない。

(1) 会員名簿

(2) 会費受入簿

(3) 予算整理簿

(4) 金銭出納簿

(5) 備品台帳

(6) 会 議 録

附 則

この会則は、昭和28年11月20日から施行する。

附 則

この会則の改正規定は、昭和47年5月11日から施行する。ただし、第24条第1項の規定は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この会則の改正規定は、昭和57年5月21日から施行する。ただし、第23条の改正規定（会費の額の改正）は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この会則の改正規定は、昭和61年7月29日から施行する。

附 則

この会則の改正規定（会費の額の改正）は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則の改正規定（役員の定数等の改正）は、平成6年7月5日から施行する。

附 則

この会則の改正規定（消防本部の名称改正）は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この会則の改正規定（消防局の名称改正）は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この会則の改正規定（合併に伴う消防本部の名称改正等）は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この会則の改正規定（松江市と東出雲町の合併に伴う名称改正）は、平成23年8月1日から施行する。